

SCOPE

未来への
羅針盤
スコープ

May 2017
No.191
5
月号

特集

エキスパートの道具術 電卓

大好評!

税務・税金の話

好評連載

労務のみらい

徳田孝司の「月刊マルトク堂」

もう悩まない事業承継・M&A徹底解説

「ぶらトク」首都圏外郭放水路を視察

CONTENTS

01-03

エキスパートの道具術 電卓編

04 ●税金Q&A
自社商品券の発行について

05 ●労務のみらい
社会保険(健康保険・厚生年金)の加入対象者の拡大について

06 ●税金
「地方公会計」改革

07 ●国際税務
「日台民間租税取決め」について

08 ●もう悩まない事業承継・M&A徹底解説
業種別M&Aの動向～設備工事業～

09 ●イベントレポート
辻・本郷 税理士法人 入社式

10 ●コラム
徳田孝司の
「月刊マルトク堂」

11 ぶらぶら徳田理事長と行く
「ぶらトク」

12 ●コラム
脈動するインバウンド市場

今月号のテーマ 「電卓」

今月の執筆者には、愛用している電卓と、こだわりのポイントについてコメントをいただいています。

「現在使用の
電卓は？」

S T A F F

発行人
徳田孝司

編集総責任者
佐脇ゆかり

広報室
佐脇ゆかり
東方実菜子

編集長
表 純平(ラユニオン・パブリケーションズ)
編集
神 沙絵良(ラユニオン・パブリケーションズ)
金東云(ラユニオン・パブリケーションズ)
佐佩儀(ラユニオン・パブリケーションズ)
生出祐子(And-Fabfactory)
デザイン
片寄雄太(And-Fabfactory)
東方実菜子(辻・本郷 税理士法人)
撮影
吉永和志
ライター
浦田浩志

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ
印刷所 株式会社三千和商工
配送 株式会社レーベル

©SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は
辻・本郷 税理士法人
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階
TEL:03-5323-3312 広報室
Mail:scope@ht-tax.or.jp

エキスパートの道具術

電卓編

どの職業にもシンボルとなる、プロフェッショナル専用の道具があります。税理士の場合は「電卓」。パソコンでの作業が増えた現在でも、月次報告書を見ながらの提案や数字の最終チェックなどは、電卓で行うことがほとんどです。そこで、「電卓を知れば税理士が分かる」をテーマに、辻・本郷のスタッフによる座談会を開催しました。



公益法人部

社団法人や財団法人、学校法人、宗教法人など、各種公益法人の税務を担当。各部署と連動し、財団の立ち上げや運営などのコンサルティング業務も行っています。

くぼ
久保 まゆみ
公益法人部 統括部長
愛用の電卓:EL-337M(シャープ)
EL-397R(シャープ)

ふるうみ たつや
古海 竜也
公益法人部 主任
愛用の電卓:ND-26S(カシオ)
JF-Z200(カシオ)

やまもと ようこ
山本 容子
公益法人部 課長 税理士
愛用の電卓:S100(カシオ)

しもふさ たけお
下總 竹大
公益法人部
愛用の電卓:EL-G36(シャープ)
EL-G35(シャープ)

最初買ったメーカーで運命が決まる。

山本: シャープ派とカシオ派できれいに分かれましたね。

久保: たいいていの人はシャープかカシオですが、キャノンや京セラ、オーロラを使っている人も見ます。

下總: 私は、シチズンユーザーも知っています。

古海: 商業高校時代からずっとカシオユーザーですね。学校指定だったので。

下總: 専門学校でもらったものがシャープでした。それから3回ぐらい買い替えています。最初の電卓は捨てられなくて宝物にしています。

山本: 私はシャープからカシオに乗り換え

ました。理由ですか？ ふふふ(笑)。

古海: 最新式の3万円の超高級電卓ですよ！ 一般的なプロ用の電卓が6千円ぐらいなのに！

下總: 艶消しのブラックが格好いい！ 気品に満ちています。

山本: 思い切って買ったんだから、もっと褒めてちょうだい(笑)。ずっと待っていたんです。機能とか壊れないだけではなく、持っていて嬉しくなる電卓を。

久保: 私は最初にかシオを購入しましたが、シャープに乗り換えました。理由は、先輩方が使っていたからです。分からない時に質問ができるようにと。

下總: 確かに電卓の操作方法は、同じメーカーを使っている先輩にしか聞けませんよね。

古海: たとえば定数計算やメモリなどの操作が違います。だから、普通はひとつのメーカーを使い続けて慣れていくもの。乗り換えてすごいですね。

山本: かなり勇気が必要でした。

久保: 私も慣れるまでに数か月かかりましたね。「+」と「=」の位置が違うんです。足しているつもりで何度もイコールを打ってたりして。



プロは12桁の電卓を左手で見ずに打つ。

久保:機種やメーカーに関係なく、プロ用の電卓に必要なのは12桁の表示ですね。特に私たちが所属する公益法人部は扱う桁数も大きい上に、掛け算を最初にやってから最後に割りたいなどの手癖もあります。

古海:商業高校では、先生から「右手使ったら許さんぞ」と指導されました。左手で計算して右手で書く基本を徹底されたんです。そのおかげで、もう左手でしか打てません。

久保:私は、急いでいたら右ですね。

下総:実は右で打っています。

山本:私は左。見ずに打てるようになるまでに時間がかかりますよね。

久保:数字の「5」のところにポッチリがあって、そこをホームポジションとして打つんです。



古海:パソコンの「F」や「J」と同じです。ブラインドタッチは、電卓の基本です。

山本:試験の時は、スピードを要求されるのに、1円でも計算を間違えると落ちちゃいます。税務の仕事に電卓力は必要不可欠ですね。

下総:消費税や酒税、固定資産税などの試験は、満点必須の科目。電卓の能力を鍛えなければ税理士の道は遠い……。

古海:数も相当を打ちますよね。計算問題70分の試験で40分は打ちまくっている感じです。



知っ得！プロが使う電卓の技

定数計算

同じ数字を何度も四則演算できる。イコールボタンを押すごとに、設定した定数で計算される機能です。

カシオの場合…… 何度も計算したい数値(定数)を入力した後に四則演算ボタン(+・×÷)等を2回打ちます。

その定数に計算させたい数字を入れて=を打つと、計算結果が表示されます。その後、数字・=を打つごとに定数で計算されます。

シャープの場合…… シャープの場合はモードが存在せず、用途ごとに入力方法が違います。

乗算 定数を入力後(×)を入力、その後計算させたい数値を入れて=を打つと、計算結果が表示されます。その後、数字・=を打つごとに定数で計算されます。

除算・加算・減算 定数ではない数字(定数に計算させたい数字)を先に入力、その後定数にしたい数字を入力後(+・-)を打ちます。その後、数字・=を打つごとに定数で計算されます。

消費税を求める場合(定数乗算)

平成●●年が西暦何年か求める(定数加算)
平成の年(数値)に1988を加えると西暦になる

カシオ
1.08
(定数モードになりKが表示される)
100 108
200 216
3,000 3,240

シャープ
1.08
100 108
200 216
3,000 3,240

カシオ
1988
(定数モードになりKが表示される)
13 2001
29 2017
1 1989

シャープ
13 1988 2001
29 2017
1 1989

機種独自の工夫が使いやすさと電卓愛へ。

下総:シャープの電卓で気に入っているのは、いま何回打ったか表示される場所ですね。何行目まで打ったか迷っても、打った数がかかると正しい場所に戻れます。

久保:私の機種は背面のパネルを起こすと角度変更ができます。反射などを避けて見やすい角度で作業したいので。

古海:カシオは数字が真ん中に配置されていること！左手の5本指の真ん中3本の指は数字とイコール、小指はクリア、親指と人差し指で四則演算を打つキーの分け方は、速



く打てる工夫だと思います。

山本:カシオの良いところは気品です！

一同:(笑)

山本:電卓にもパソコンの「Ctrl+Z」みたいなやり直しがあつたらなあと思うことがあります。

下総:それはほしいですね。履歴機能。間違えても戻れたら最高です。

久保:私は以前、一般企業を担当していた時に作業場所がなくてお客様の倉庫で計算したことがあり、バックライトがほし



かった。

古海:電卓の話は尽きませんね。

山本:読者のみなさま、機会があれば担当の税理士に電卓の話をしてみてください。きっと喜んで熱弁をふるいます。

データで見ると本郷

西田奈都子 四日市支部
 愛用の電卓:カシオ DF-120GT

手の大きさにピッタリで、とても使いやすく、正確な早打ちにも最適です。
 電卓の裏には、テプラで使用開始年月日と氏名を貼っています！ 大切な相棒ですから。

すずり かずあき
硯一晃 神戸支部
 愛用の電卓:シャープ EL-N862

0が1つと0が2つでなく、3つタイプです。
 お客様に、「やっぱり硯は桁が多い仕事をしている」と思ってもらうためです。

内田陽子 相続部
 愛用の電卓:カシオ JF-Z200

ずっとカシオ派です。今の電卓は、打ちやすくデザインも良いです。色は白。壊れると買い替えて、3台目です。

富岡多恵子 ミャンマー支部
 愛用の電卓:シャープ EL-VN82

12桁・サイレンスキー・数字の表示が大きい・角度が変えられる・本体の色がキレイ。

山本容子 公益法人部
 愛用の電卓:カシオ S100

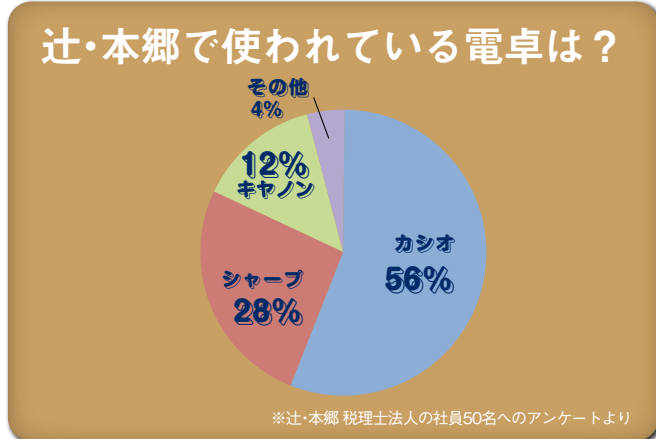
とても美しい電卓です!! アルミ合金でできていて見た目も美しいのですが、液晶部分はどこから見ても見えるという美しさ。3万円もする高級電卓ですが去年のお誕生日プレゼントにおねだりして買ってもらいました(笑)。

平川亮 仙台支部
 愛用の電卓:シャープ CS-2128H

大学1年生の初めて簿記を勉強する時に先生の勧めで購入しました。

いちかわ ゆうき
市川雄規 法人国際部
 愛用の電卓:カシオ DS-20WK

ボタンが大きく打ちやすい。また打ったときの感覚がしっくりくるため。



にわか よしかつ
庭木芳克 理事室
 愛用の電卓:キャノン HS-1200H

20数年来愛用しています。気に入っている点は「パネル画面」及び「数字ボード」が大きくて、見やすい、入力間違いがない、12桁で大抵の計算に対応できるところです。

カシオに聞く、電卓開発の使命とは

「実務用の電卓開発においては、変えないことが使命なんです」。開発者の言葉に一瞬、耳を疑った。カシオ計算機で本格実務電卓や一般電卓の開発を担当している小山氏が言うには、税理士が使うような実務用電卓の開発において最も重要なのは前の機種と変わらないことなのだという。細かなアップデートはしていても、キーピッチや基本的なキーの配列は変えないようにしているそうだ。これは、買い替えをしたその日から、業務を同じように継続できることを意味している。「定番」を守り抜くこともメーカーの使命なのだという。小山氏は「電卓のキータッチにはメーカーや機種による違いがあるので、店頭

で実機を触ってもらいたいですね」と語った。洗える電卓や、サブディスプレイ付き電卓など定番以外の商品では、新機軸の開発も行っている。その究極がプレミアム電卓の「S100」。電卓でどこまでできるのか可能性を試してみたというこの製品はオープン価格だが、店頭実勢価格3万円と、電卓としては破格の存在だ。「打鍵感、液晶の表示、アルミニウム削り出しのボディなど、あり得ないくらいの技術をつぎ込みました」。かつて、進学や就職のお祝いに高級な万年筆を贈ったように、こうした高級品はギフトに最適だ。小山氏の話からは定番と革新を両立するカシオ・イズムのようなものが感じられた。



こやま ひさし
小山永
 カシオ計算機株式会社
 コンシューマ開発本部 開発統括部
 第2企画部
 愛用の電卓:JS-20WK

ぎもん・しつもん・お答えします

税金 Q & A

自社商品券の 発行について

Q uestion

当社は、九州地方の中核都市でスーパーマーケットを5店舗展開しています。売上拡大のために「自社商品券」の発行を企画しています。10%のプレミアムをつけて販売しようと思っています。具体的には、500円券11枚合計で5,500円分の商品券を5,000円でお客様に購入していただきます。発売日から2年の有効期限を設け、切手やたばこの交換は対象外とする予定です。税務の件、または、その他の法律で注意すべき点があれば教えてください。

税金Q&Aでは皆さんの
税金への疑問にお答えいたします。
税務に関する質問を
scope@ht-tax.or.jp まで
お寄せください。

A nswer

企業が、自社の商品やサービス等の提供の代金支払に使用するために「商品券」を発行することがあります。場合によっては、ご相談者のようにプレミアム商品券の発行も考えられます。

「資金決済に関する法律」（通称「資金決済法」）という法律があります。このような「商品券」のことを「前払式支払手段」といい、発行する企業や商工会などの団体を「前払式支払手段発行者」といいます。

コンプライアンスや反社会的勢力による被害の防止、そして何より利用者の保護のために、金融庁の監督のもとにいろいろな規制がされています。

この規制は、「対価を得て発行されるもの」となりますので、一部の企業で行われている、企業が利用者に利用額に、一定の割合でポイントをつける「企業ポイント」や「割引券」等は規制の対象となりません。

ご相談者のスーパーのように発行者に対してのみ代金支払の用に供する「自家型前払式支払手段」の場合には、基準日未使用残高（毎年3月31日と9月30日）が1,000万円を超えた場合には一定の届出が必要となり、かつ、当該未使用残高の50%以上の額の発行保証金を供託等することが求められます。

適正な未使用残高の管理が重要となります。また、税務面では、商品券売上高は不課税売上高となります。売上高が課税となるのは、お客様が商品券を利用して商品やサービスの代価とした時であることにご留意ください。

なお、同様にお客様が、贈答や接待用に貴社の商品券を購入しても、商品券購入時に「消費税の仕入税額控除」の対象とすることができず、後日その商品券を使って実際に商品の購入やサービスの提供を受けた者が、その時に行うこととなります。

「現在使用の電卓は？」 今使用しているものは、仕事用はカシオのJW-10CLです。太陽光対応の10桁（99億円）までの安価で単純なものです。自宅使用はもっと安価なもの。こだわりはありませんが、暗いところでは困ることもあります。（小林）

ヒューマンリソースコラム

労務のみらい

～人は企業のプラットフォーム～

HUMAN RESOURCES

▲ HR室 高橋紀行

社会保険（健康保険・厚生年金）の加入対象者が広がっています！

平成29年4月より従業員数が500人以下の中小企業であっても、パート従業員等との「労使の合意」があれば社会保険の加入が可能となりました。

従来パートタイマーやアルバイトなど（一般従業員の労働時間の3/4未満の人）は社会保険の加入対象ではありませんでしたが、昨年の10月（平成28年10月）より、従業員数が501人以上の会社については下記の要件に全て該当する人もその対象となり、社会保険の加入対象者の範囲が拡大されました。

社会保険加入対象の要件

- ① 1週間の労働時間が20時間以上の人
この労働時間は雇用契約書などで定められた所定の労働時間にて判断します。残業時間は含みません。ただし、雇用契約書などで定めた労働時間を恒常的に超えて20時間以上働いているような場合は要件に該当します。

- ② 1ヶ月あたりの賃金が88,000円以上の人
基本給と諸手当を合わせたもので判断します。時間給等の場合は雇用契約書等であらかじめ定められた時間数にて算出した金額で判断します。1ヶ月を超える期間ごとに払われる賃金（賞与等）、時間外労働に対して払われる賃金（時間外手当、休日手当、深夜労働手当）、最低賃金法において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当、家族手当）は含みません。

- ③ 雇用期間の見込みが1年以上ある人
期間の定めがない、雇用契約期間が1年以上の場合はその対象となります。雇用契約書上の期間自体が1年未満であっても、更新をすることがある旨が記載されている場合、同様に働く方が更新をされたことにより1年以上働いている実績がある場合は見込みがあると判断されます。

- ④ 学生でない人
ただし、卒業見込証明書を有する方で、卒業前より働いており、そのまま引き続き同じ会社で働く方は対象となります。また休学中の方、夜間、定時制、通信制の学生は対象となります。

4月以降「労使の合意」があれば、会社の規模が501人未満でも加入が可能となりました。

この「労使の合意」とはその会社で働いている方々の1/2以上又は過半数で組織されている労働組合と事業主が合意することを指します。一度この合意に基づき加入が可能となった会社では、新たに雇い入れた方についても①～④までの要件に該当した場合は加入をさせなければならないことになります。

社・本郷 税理士法人 HR室
(スタッフ30名)
社・本郷 社会保険労務士法人
所在地：〒160-0022
東京都新宿区新宿4丁目1番6号
JR新宿ミライナタワー28階
TEL：03-5909-5708
支部：福岡、沖縄
主な業務：人事関係相談業務（就業規則の作成、人事制度構築）、労働・社会保険申請書類作成等の支援、給与計算など

【現在使用の
電卓は？】

購入理由は画面が大きくて、ボタンが押しやすそう、値段が手ごろだったと記憶しています。他に大きなこだわりはありません。そういえば子どもの頃そろばんを習っていましたが、結局今は計算や暗算等も苦手です。表だって役に立っていませんが、根気よく続ける、集中力をつけるということは養われたと思っています。(高橋)

「地方公会計」改革



秦幸太郎

(はたこうたろう)

● 公会計部

「地方公会計」改革により、すべての地方公共団体（都道府県、市区町村等）が平成30年3月までに企業会計的な手法により決算書（財務書類）を作成することになりましたので解説いたします。

都道府県や市区町村といった地方公共団体は、一定のルールのもと決算書を作成しております。ただし、地方公共団体における予算・決算に係る会計制度（官庁会計）は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しており、過去から今までにどれくらいのお金を費やして、どのくらいの資産を形成してきたかというストック情報や現金支出のないコスト（減価償却費等）は把握されていませんでした。

そこで、平成18年5月「新地方公会計制度研究会報告書」にて、総務省から基準モデルと総務省方式改訂モデルの二つの公会計基準が示され、地方公会計がスタートしました。その後の平成26年4月「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」において、企業会計的な手法を取り入れた「統一的な財務書類等の作成基準」が示され、すべての地方公共団体は平成30年3月までに統一的な基準による財務書類を作成することになりました。

地方公共団体が作成する財務書類とは、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、附属明細書からなります。地方公共団体は、利益を追求するわけではなく、住民に対し行政サービスを提供することを目的としているため、必ず赤字になります。そのため、損益計算書に代わり、「行政コスト計算書」となり、企業会計の財務諸表と区別するため、「財務書類」と呼ばれます。

貸借対照表の資産の部には、学校、公民館、道路、橋梁等が固定資産として計上され、負債の部には、地方債等が計上されます。行政コスト計算書では、職員の給料、児童手当、補助金等が経常費用として計上され、純資産変動計算書では、税金が資本取引として財源の部に計上されます。

多くの地方公共団体ではホームページ上で財務書類を公表していますので、気になる地方公共団体がありましたら、是非ご覧ください。

地方公共団体の財務書類の体系

貸借対照表		行政コスト計算書	純資産変動計算書	資金収支計算書
資産	負債	経常費用	前年度末残高	業務活動収支
		経常収益	純行政コスト	投資活動収支
		臨時損失	財源	財務活動収支
		臨時利益	固定資産等の変動	前年度末残高
	純資産	純行政コスト	本年度末残高	本年度末残高

【現在使用の電卓は?】 無印良品の電卓を使用しています。ボタンが大きく、シンプルなデザインで気に入っています。また、6年以上使用していますが壊れることもなく、頑丈なところもおすすめです。(秦)

「日台民間租税取決め」について



佐々木洋子 ●法人国際部 税理士
(ささきようこ)

日本と台湾の民間機関で結ばれた取決めの内容が「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」(以下、「所得相互免除法」といいます。)として平成29年1月1日から施行されました。これにより、条件を満たしたものについて、軽減又は非課税の適用を受けることができることになりました。

①対象配当の源泉所得税軽減

所得相互免除法では、台湾居住者等が支払を受ける「対象配

当^{※1}」で国内源泉所得に該当するもののうち、台湾においてその法令により台湾居住者等の所得として

取り扱われるものに対する源泉所得税の税率は「10%」に軽減されました。

	所得税法・復興財確法	所得相互免除法
配当	20.42%	10%

※1「対象配当」には、内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配、投資信託等の収益の分配等が該当します。

②対象利子の源泉所得税軽減又は非課税

所得相互免除法では、台湾居住者等が支払を受ける「対象利子^{※2}」で国内源泉所得に該当するもののうち、台湾においてその法令により台湾居住者等の所得として取り扱われるもの

に対する源泉所得税の税率は「10%」に軽減されました。

また、台湾の権限のある機関等が支払を受ける「対象利子」及び台湾居住者等が支払を受ける「非課税対

象利子」で国内源泉所得に該当するもののうち、台湾においてその法令により台湾居住者等の所得として取り扱われるものは、源泉所得税が非課税とされました。

	所得税法・復興財確法	所得相互免除法
利子	15.315%(公社債等)	非課税(台湾の権限のある機関等が受け取る利子)
	20.42%(貸付金)	

※2「対象利子」には、公社債、預貯金や貸付金の利子、合同運用信託等の収益の分配等が該当します。

③対象使用料の源泉所得税軽減

所得相互免除法では、台湾居住

者等が支払を受ける「対象使用料^{※3}」で国内源泉所得に該当するもののうち、台湾においてその法令により台湾居

住者等の所得として取り扱われるものに対する源泉所得税の税率は「10%」に軽減されました。

	所得税法・復興財確法	所得相互免除法
配当	20.42%	10%

※3「対象使用料」には、著作権、工業所有権等の使用の対価や産業、商業若しくは学術に関する知識・経験に基づく情報の対価が該当します。

④手続きについて

上記①～③の所得相互免除法の軽

減又は非課税の規定の適用を受ける場合には、一定の事項を記載した「外国居住者等所得相互免除法に関する

届出書」をその支払を受ける日の前日までに、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署に提出する必要があります。

詳しくは法人国際部までお問い合わせください。 ● TEL : 03-5323-3537 mail : tp@ht-tax.or.jp

「現在使用の
電卓は？」

特にこだわりというものは無いつもりですが、税理士の受験時代はシャープ製かカシオ製ぐらいしか選択肢がありませんでした。最初の電卓がシャープ製だったので指が慣れていることもあり、今でも変わらずそのメーカーのものを使っています。カバンに入れて持ち運びますので、薄くて軽いものを愛用しています。(佐々木)

もう悩まない 事業承継・M&A 徹底解説

業種別M&Aの動向～設備工事業～

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 代表取締役 社長執行役員 荒井 洋一

近年、中小企業のM&Aが増えている事情に関してこれまでの2回の本連載でお伝えしてきましたが、業種によってM&Aの件数に違いがあります。設備工事業は特にM&Aが多い業種となっています。

今回は業種別のM&A動向として設備工事業のM&Aが増えている背景とそのポイントについて解説いたします。

一般的に設備工事業は建設業の中分類となっておりますが、建設業では60.1%の企業は従業員が不足しているという調査結果（帝国データバンク「人手不足に対する企業の動向調査」2017年1月）が出ています。これは実感だけでなく、実際の統計としても表れており、建設業就業者はピーク時（1995年）の663万人に対し、2010年は447万人（▲32.6%）まで減少しています（建設経済研究所「建設業就業者の数の将来推計」2014年1月）。

設備工事業を取り巻く環境では、人手不足に悩んでいる企業が多くなっています。中小企業の中には採用力が乏しいため、大手・有力会社のグループ入りをして相手の経営資源を利用して成長・安定化を図ろうと考える企業も多く、M&Aによる自社株の譲渡を決断されるケースが増えています。人手不足という背景から設備工事業界は売り手市場となっており、一般的に譲受先が見つけやすい状況となっています。ただ、M&Aの相手が見つかりやすい企業には傾向があります。

それは、「有資格者の年齢」です。有資格者の高齢化が進むに連れて相手が見つかりにくくなってしまいます。

設備工事業のM&Aの特徴は2点あります。1点目は比較的隣接業種が相手となるケースが多いことです。川上にあたる総合建設業が川下にあたる設備工事業に進出するケースや、

川下にあたるビルメンテナンス・警備業が川上にあたる設備工事業に進出するケース、電気工事業の企業が空調工事の機能を増やすためM&Aを行うケースなど、垂直方向のM&Aが多くなっています。私見を述べますと、同業間のM&Aより異業種のM&Aの方が相互に持っていないノウハウを活かせるため、M&A後に上手くいくケースが多い印象があります。

2点目は財務面です。設備工事業は未成工事支出金の資産性が買収監査の際に論点になることや、売上計上のタイミングが企業によって異なることなど論点が多い業種となっています。

このような特徴から、事業承継や先行き不安でお悩みの設備工事業の経営者様には、秘密保持契約を結んだ上で会計事務所の担当者と、早いタイミングでのご相談をすることを強くお勧めしております。

「現在使用の
電卓は？」

最初に就職した時から数十年ずっとシャープの電卓一筋です。気に入っているポイントはキー配置です。「1」の下に「0」、「2」の下に「00」のキー、そして表面の右側に「→」キーという配置がお気に入りです。シャープに慣れすぎて時々他の人の電卓を借りるとミスタッチが多いのが悩みどころです。（荒井）

辻・本郷 税理士法人 入社式

辻・本郷 税理士法人では今春、新卒(第1期生)・経験者を含め72名の
新入社員を迎え、4月3日(月)に入社式を行いました。

開催概要:2017年4月3日(月)

JR新宿ミライナタワー28階 辻・本郷 税理士法人 新宿本部 セミナールーム

[式次第]

- 徳田孝司理事長 祝辞
- 藤田裕副理事長 挨拶
- 木村信夫副理事長 挨拶
- 新入社員・自己紹介



徳田孝司理事長



藤田裕副理事長



マナー研修

まずは徳田理事長から新入社員への祝辞と辻・本郷の会計業界における現在のポジションや目指したい方向についての説明があり、そのためには「皆さんの若い力や、素直な力が必要ですので、一緒に辻・本郷を盛り上げていきたいと思っています。一緒に頑張りましょう」と結びました。続いて、藤田副理事長より主に法人部門の組織についての説明がなされ、「同期という横の繋がりを大切に、部署を超えた交流をして欲しい」とアドバイスがありました。さらに、木村副理事長からは「挨拶がきちんと出来れば、能力の50%を発揮できる」と「挨拶」の重要性についての説明がありました。入社式を終え、2週間の集中研修や実務研修、現場OJTを経て、近い将来、皆さんとお仕事をするようになるかもしれません。



木村信夫副理事長



ワークショップ研修の様子

徳田孝司の マルトク 「月刊 トク堂」

#9 為替益は分離課税で稼げ(個人)
～外貨建てMMF～

1. 為替益は、原則総合課税

為替益に対する課税は、原則総合課税となります。つまり、為替益が生じた場合、他の給与所得や不動産所得と合算され税金が計算されます。所得税は累進税率ですので、所得が高いケースでは税金負担もより多くなります。

所得金額200万円と所得金額が1000万円のケースで為替益が同額の100万円生じた場合、前者の追加税金は20万2千円、後者の追加税金は43万6千円と大きく違います。このように、総合課税は、所得が高くなるほど税金負担が多くなります(下表①)。

MMFの為替益は非課税とされていました。そのため同年中に円資金に転換し為替益を実現したケースも多かったようです。

平成28年からは、外貨建てMMFの為替益についても課税対象となり、他の上場株式等と同様20.315%の申告分離となりました。申告分離のため、他の所得とは切り離されて税金が計算されるため、他の所得水準がどうあれ、税金負担が同じとなります。つまり、所得水準が高く、また為替益が多額になったとしても、20.315%以上税金負担が増えることはありません(下表②)。

する税金は20万3千円(20,315%)で所得金額とは関係なく同じです。一方、総合課税の場合は、所得水準によって税金負担は増えていきます。所得金額700万円の場合、総合課税による為替益に対する税金は33万4千円となり、分離課税と比較すると13万1千円不利となります(下表 手取差額)。

今後為替変動により、為替益が生じることも多くなるかもしれません。税務面からみると、外貨建てMMFが良さそうです。

※MMFは、価格変動の少ない公社債投資ですが、元本の保証はありません。

2. 為替益が総合課税にならない場合

平成27年12月末までは、外貨建て

3. 総合課税と分離課税はどちらが有利?

分離課税の場合、為替益100万円に対

徳田孝司 トク

為替益に対する税負担シミュレーション

所得金額	為替益	為替益に対する課税		為替益の税引き後手取り		手取差額(④-③)
		総合課税による追加税金①	分離課税による追加税金②	総合課税による手取り③	分離課税による手取り④	
200万円	100万円	202,000円	203,000円	798,000円	797,000円	▲1,000円
500万円	100万円	304,000円	203,000円	696,000円	797,000円	101,000円
700万円	100万円	334,000円	203,000円	666,000円	797,000円	131,000円
1000万円	100万円	436,000円	203,000円	564,000円	797,000円	233,000円
2000万円	100万円	508,000円	203,000円	492,000円	797,000円	305,000円

【現在使用の電卓は?】 最近愛用しているのは、もっばらキャノンの携帯用の折り畳み電卓です。唯一のこだわりは12桁ですかね、仕事柄当然ですが。うちの若い者に一言、会計のプロですから必ず電卓を携帯すること！ スマホを使うなど論外ですよ。(徳田)

ぶらぶら徳田理事長と行く

ぶらトク

#013

命と財産を守る 地下神殿を視察の巻

誰でも
見学可能
要予約

撮影協力:国土交通省 首都圏外郭放水路

埼玉県春日部市上金崎720

TEL:048-747-0281 <http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/gaikaku/>
埼玉県東部を走る国道16号の地下約50メートルに建設された、延長6.3キロメートルの地下放水路。地域の住民を水害から守る役割を果たしている。



今回のパートナー

ヘルスケア事業部 統括部長

公認会計士 税理士 齊藤 泰彰さん

医療法人向けの税務・コンサルティング業務を行うヘルスケア事業部で辣腕を振るう統括部長

その名は、首都圏外郭放水路

「美しい……。理事長とヘルスケア事業部・統括部長の齊藤さんは、あまりのスケール感に、立ち尽くしてしまいました。場所は、首都圏外郭放水路。埼玉県春日部市近辺の地下につくられた、洪水を防ぐ土木構造物の調圧水槽というゾーンです。氾濫しそうな川の水は、総延長6.3kmの地下トンネルを経由してこの巨大プールに貯められ、江戸川に排水されています。

埼玉県出身の齊藤さんは、県内の洪水が大幅に減った理由を知りたいと思っていました。ある日、同僚から首都圏外郭放水路の存在を聞き、理事長と訪問し

たのですが、まさかこんなにも迫力満点とは思っていませんでした。構内を歩きながら、「ムダが一切ないなあ」と理事長。齊藤さんも「頼れる裏方の存在ひとつで、人は安全で幸せに暮らせるんですね。あ！これも税理士に通じます」と、新しい発見がいろいろあつたようです。



情報が集まり、放水路全体をコントロールする操作室。



まず最初に首都圏外郭放水路の説明を受けます。



巨大な地下施設へと、階段で下ります。



13年の歳月をかけ、つくられた首都圏外郭放水路。そのほんの一部である調圧水槽。あまりの巨大さは圧巻です！



増水時には、ここから江戸川に排水されます。



長さ177メートル、幅78メートル、高さ18メートルの調圧水槽。水が流入した痕跡が、そこかしこに。



洪水時に水を取り込む5つの立坑のうち、第1立坑を特別な許可を得て見学。深さ72メートルの巨大な立坑は恐る恐る覗き込むのがやっと。
※通常の見学コースでは見られません。



★★★=大満足、プライベートでも行こうかな!
★★=面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。
★=[………]



オフショットが見られる、ぶらトクFacebookはこちら。

●連載 — ラユニオン・パブリケーションズ スペシャルレポート —

脈動するインバウンド市場 vol.13

国別のSNSシェアから見る最適なツールとは

訪日外国人が日本の情報を得る際に有効な手段のひとつがSNSです。日本を訪れている訪日外国人が発信するSNSはとても有効なクチコミになります。企業や自治体が訪日客に向けて発信するSNSも有効ですが、利用しているSNSの事情は国によってだいぶ違うようです。



StatCounter Global Statsの調べによると、SNSの世界シェアはFacebookが81.32%、Pinterestが7.05%、Twitterが4.57%となっています。しかし、SNSの利用状況を国別で見ると、また違った様子が見えてきます。

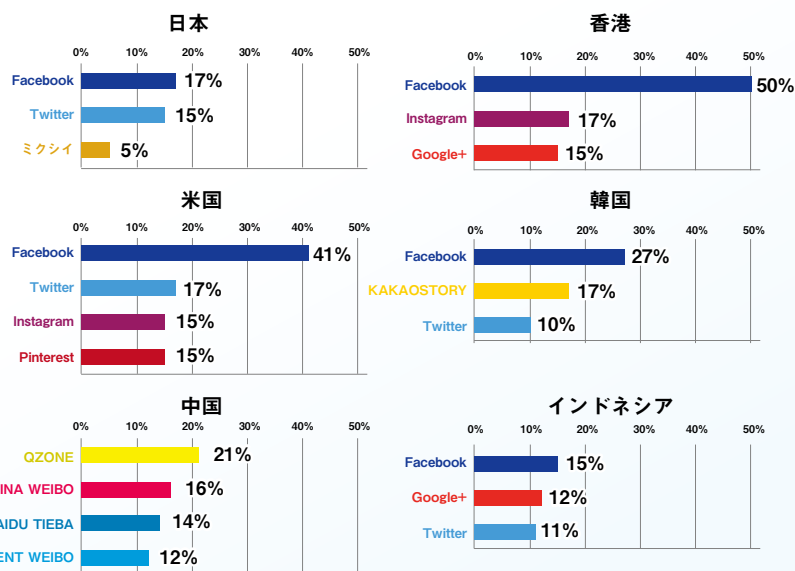
王者Facebookが全く登場しない国「中国」

昨年の訪日外国人客の4人に1人が中国人でした。では、中国人向けにはシェアNo.1のFacebookで宣伝するのが効果的なのでしょうか？実は、中国には金盾(グレート・ファイアウォール)と呼ばれるインターネットの検閲システムがあり、通常はFacebookやTwitterといった米国製のSNSを閲覧することは出来ません(GoogleやYahoo!の検索なども出来ません)。中国では、中国版Facebookと言われている「Qzone」や、中国版Twitterの「SINA WEIBO(新浪微博)」などが主流です。中国向けに発信しようとする、日本国内でよく使われているSNSとは勝手が違います。登録や運用については専門家に任せたいでしょう。

国別の特徴

中国以外の国においては、やはりFacebookが主流だがそのシェア率は国によって様相が違います。Facebookの本拠地である米国は41%と、2位のTwitter

各国のSNSシェア



出典: We Are Social 「DIGITAL IN 2016」のデータより再構築

を大きく離して首位、香港も50%と大きなシェアを持っています。他の国では韓国の27%、インドネシアの15%など、1位であっても圧倒的なシェアとは言えない状態です。とはいえ、英語圏や、英語での情報発信が有効な国ではFacebookでの発信が有効なことには違いなく、特定のターゲットに絞らないのであれば、まずは英語のFacebookページを作ることから始めるのがよいでしょう。

SNS広告のコツ

2017年の市場予想で、ネット広告がテレビの広告費を抜き、初めての首位に

なるとの報道がありました(4月6日日経新聞)。テレビ広告と、ネット広告の大きな違いは、広告代理店を介さず、低額でも広告出稿することが出来ること。例えば、Facebook広告は1000円程度から出稿が出来ます。Facebook広告は出稿する国やターゲットでクリック単価が異なりますが、東南アジアの首都圏などは比較的リーズナブルな単価で出稿出来るので、月々5万円程度の投資でも、10万以上のページビュー、1万以上のファンを獲得することもそう難しいことではありません。SNSの広告を上手に使う、人気ページを生み出すことは、特別なことではない時代になってきています。

札幌支部	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森支部	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸支部	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田支部	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈支部	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡支部	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野支部	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白若16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関支部	〒021-0892 岩手県一関市東地主町60番地 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台支部	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島支部	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793
郡山支部	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
新潟支部	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越支部	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
水戸支部	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林支部	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
深谷支部	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158
大宮支部	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷支部	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東支部	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏支部	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸支部	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイツ松戸205号 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋支部	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6F TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
西新井支部	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 TEL.03-3848-3767 FAX.03-3848-3791
東京中央支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通りビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802
東京丸の内支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.03-6212-2831
神田支部	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
新宿アルタ支部	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-32-10 松井ビル8階 TEL.03-5919-2680 FAX.03-5919-2670
代々木支部	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル2階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷支部	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

品川支部	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
吉祥寺支部	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
東大和支部	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
立川支部	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田支部	〒194-0021 東京都町田市町中1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜支部	〒220-0004 神奈川県横浜西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和支部	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南支部	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原支部	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府支部	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-228-5722 FAX.055-228-5723
甲府中央支部	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
伊東支部	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋支部	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋支部	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市支部	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都支部	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷町79番地 ヤサカ四条丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
豊中支部	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
大阪支部	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
堺支部	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
神戸支部	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山支部	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島支部	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
松山支部	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町6-5-10 TEL.089-945-3560 FAX.089-945-3385
北九州支部	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡支部	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分支部	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
延岡支部	〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町5-1740-2 TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
沖縄支部	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

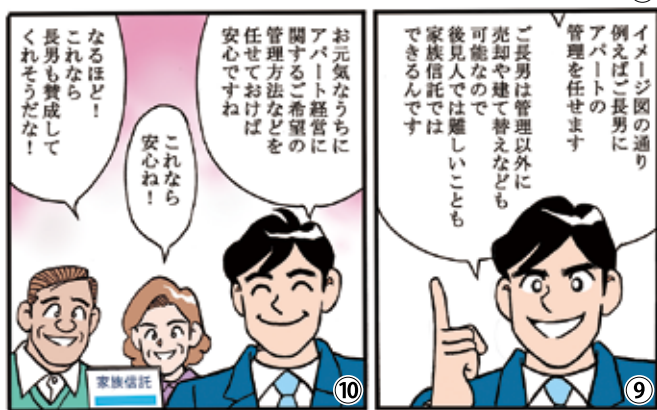
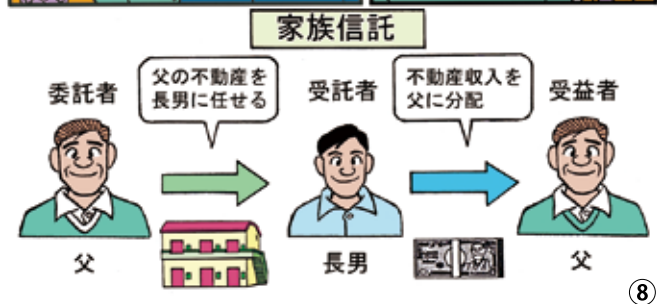
編集後記

今回の特集で、まず驚いたのが、電卓の奥の深さ！そして、税務のプロフェッショナルたちが、様々なこだわりで電卓を使っていることでした。それと何といっても3万円の電卓を触らせていただいて、洗練されたデザインと重厚感は感動ものでした。どんな職業の方にも専門道具がありますが、その『こだわり』を垣間見たことはとても良い経験になりました。(佐脇)

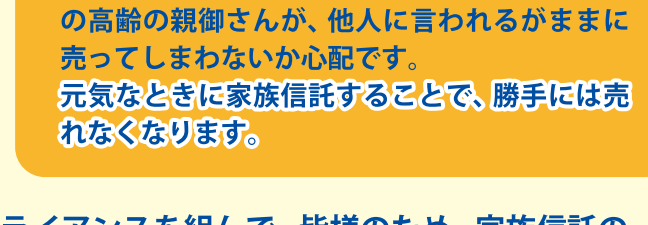
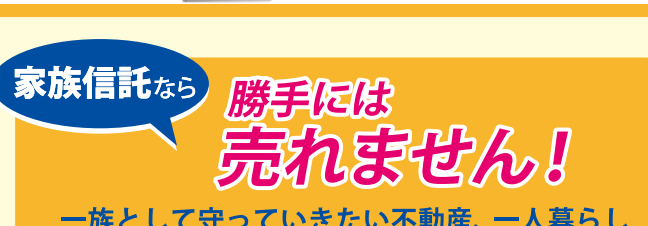
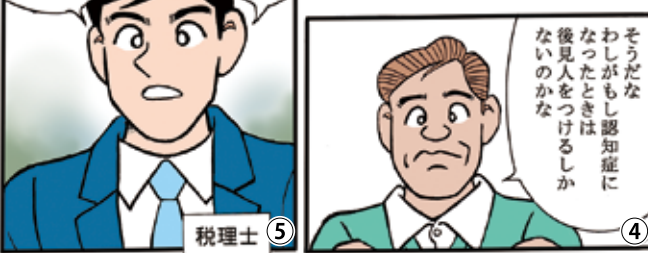
編集アシスタントとして3月号から参加しています、香港出身の伍(ゴ)です。今回ぶらつくの取材で「首都圏外郭放水路」に行きましたが、この巨大な水槽の迫力の凄さ、誌面で伝えられましたか？放水路の仕組みに感心しつつ勉強になりました。これからも誌面を盛り上げていけるように頑張りますので、よろしくお願いたします。(伍)

第1回

家族信託をしませんか？



認知症対策としての信託



家族信託なら

売れます！

自宅を売って老人ホームの入居金にしたい、借地人へ底地を売りたい、こんなとき認知症になってしまっていたら売れません。
元気なときに家族信託することで、売りたいときに売ることができます。

家族信託なら

勝手には売れません！

一族として守っていききたい不動産、一人暮らしの高齢の親御さんが、他人に言われるがままに売ってしまわないか心配です。
元気なときに家族信託することで、勝手には売れなくなります。

辻・本郷 税理士法人では、弁護士、司法書士とアライアンスを組んで、皆様のため、家族信託のサービスを提供させていただいております。家族信託は、オーダーメイドの契約です。まずは、お気軽にご相談ください。

お申し込み＆お問い合わせ **Tel. 03-5323-3325**

【受付時間】 9：00～17：30
※土日・祝日・年末年始除く